

新信砂浄水場導水管更新事業

募集要綱

令和5年6月

留萌市水道事業

【募集要綱】

目次

第1章 募集要綱の位置づけ	1
第2章 本事業の概要	1
2. 1 事業の目的	1
2. 2 事業名称	1
2. 3 事業箇所	1
2. 4 事業主体	1
2. 5 事業方式	1
2. 6 選定方式	1
2. 7 対象施設	1
2. 8 業務範囲	2
2. 9 事業期間	3
2. 10 見積上限価格	3
2. 11 遵守すべき法制度等	3
2. 12 当市による事業の実施状況のモニタリング	4
第3章 プロポーザル応募に関する条件	6
3. 1 応募者の構成	6
3. 2 事業スキーム	7
3. 3 応募者の応募資格要件	7
3. 4 代表企業に必要な資格要件	7
3. 5 設計企業に必要な資格要件	8
3. 6 建設企業に必要な資格要件	8
3. 7 地元企業に必要な資格要件	9
3. 8 応募者の制限	10
3. 9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い	10
第4章 プロポーザル応募の手続等	11
4. 1 募集等のスケジュール	11
4. 2 プロポーザル応募に関する手続き	11
4. 3 プロポーザル応募に関する留意事項	14
4. 4 参考資料の閲覧等	15
4. 5 担当窓口	16
第5章 プロポーザル応募時の提出書類	17
5. 1 応募資格審査書類	17
5. 2 提案書類	18
第6章 事業者の選定方法	19

6. 1 応募資格の審査	19
6. 2 提案書類の確認	19
6. 3 提案価格・基礎審査	19
6. 4 選定委員会	20
6. 5 プレゼンテーションの実施	20
6. 6 提案内容の審査	20
6. 7 最優秀提案者等の選定	20
6. 8 優先交渉権者の決定	20
6. 9 審査結果の通知及び公表	20
第7章 契約に関する事項	21
7. 1 契約手続き	21
7. 2 契約の枠組み	21
7. 3 契約保証金	22
第8章 対価の支払い	23
8. 1 費用の構成	23
8. 2 費用の調達	23
8. 3 費用の支払方法	23
8. 4 物価変動による工事費の変更	23
8. 5 建設工事で予定している財源内訳	24

第1章 募集要綱の位置づけ

新信砂浄水場導水管更新事業募集要綱（以下、「募集要綱」という。）は、留萌市水道事業（以下、「当市」という。）が「新信砂浄水場導水管更新事業」（以下、「本事業」という。）をDB（Design Build）方式により実施し、公募型プロポーザル方式を用いて募集及び選定する際、プロポーザル応募者（以下、「応募者」という。）を対象に交付するものである。

また、以下の文書は募集要綱と一体のものである。

- （1）要求水準書
- （2）事業者選定基準
- （3）提出書類作成要領及び様式集
- （4）基本協定書（案）

第2章 本事業の概要

2.1 事業の目的

当該導水管路施設は、昭和26年度の布設後72年が経過し耐用年数（φ300mmコンクリート管：60年、φ350mm铸铁管55年）を大幅に超え経年劣化が進行しているため、管路の更新及び耐震性能を持たせることを目的とする。

2.2 事業名称

新信砂浄水場導水管更新事業

2.3 事業箇所

増毛郡増毛町信砂574番地外

2.4 事業主体

留萌市水道事業 留萌市長 中西 俊司

2.5 事業方式

本事業は、提案書に基づいた設計・施工を一括して発注するDB（Design Build）方式で実施する。なお、対象施設の建設に関しては、厚生労働省の交付金を受けることを予定しており、本事業の受注者（以下、「事業者」という。）は、交付金申請等に伴う資料作成支援等を行う。

2.6 選定方式

本事業は、本対象路線に関する設計・施工に係る技術提案を公募し、民間事業者の新技术などの活用、創意工夫や多様な技術提案の審査を行い、最も優れていると認められたものを特定する「公募型プロポーザル方式」で実施する。

2.7 対象施設

本事業の対象施設の概要は表 2-1 に示すとおりとする。計画布設ルート図を別紙1に示す。

表 2-1 対象施設の概要

種別		屋外		室内	
		導水管	排水管	導水管	排水管
口径		φ 500mm	φ 150mm	φ 500mm	φ 150mm
管種		DCIP	DCIP	DCIP	DCIP
工種	単位	概算設計数量			
開削工	m	220	70	5	5
河川横断	箇所	1	—	—	—

注1) 数量は基本設計段階における概算値であり、本事業で実施する設計・工事業務において確定する。

2. 8 業務範囲

事業者が行う業務範囲は、対象施設の設計及び工事であり、その概要は表 2-2 のとおりである。また、対象路線の詳細は貸与する資料を参照すること。

表 2-2 事業者が行う業務範囲の概要

区分	業務	備考
調査	測量調査	設計施工に必要な部分の測量調査 ^{注1)}
	地質調査	設計施工に必要な部分の地質調査 ^{注1)}
	埋設物調査	設計施工に必要な部分の埋設物調査
	試掘調査	設計施工に必要な部分の試掘調査
設計	詳細設計業務	調査業務の結果や基本設計業務の成果等を参考に、必要に応じて提案内容を見直し、対象施設の詳細設計を行う。また、設計図書の作成を行う。
	設計に伴う各種申請等の支援業務	各種申請等の手続きに必要な関係機関との協議、申請書類等の作成支援を行う。
工事	工事業務	表 2-1 に示す対象施設の工事及び工事現場管理を行う。
	工事に伴う各種許認可等の申請業務	各種許認可等の手続きに必要な関係機関との協議、書類作成等を行い、申請して許可を受ける。
	交付金申請書等作成の支援業務	交付金の申請に必要な申請書類等の作成支援を行う。また、当市が会計検査を受検する際に協力をを行う。
	出来高精算業務	工事の出来高精算に係る資料の作成を行う。

注1) 当市にて実施した測量調査、地質調査報告書等の資料及びデータは貸与し、その他に必要な場合。

2. 9 事業期間

令和7年3月31日まで

※ただし、詳細設計業務は令和6年3月10日までに完了すること

2. 10 見積上限価格

本事業の見積上限価格は次のとおりとする。

金	101,290,000円（消費税及び地方消費税を除く）
工事費	92,580,000円
委託費	8,710,000円

2. 11 遵守すべき法制度等

本事業の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守すること。

1) 関係法令

- ア 水道法（昭和32年法律第177号）
- イ 河川法（昭和39年法律第167号）
- ウ 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- エ 道路法（昭和27年法律第180号）
- オ 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- カ 消防法（昭和23年法律第186号）
- キ 下水道法（昭和33年法律第79号）
- ク 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ケ 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）
- コ 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- サ 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- シ 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ス 計量法（平成4年法律第51号）
- セ 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- ソ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- タ 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）
- チ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- ツ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）
- テ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ト 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- ナ 資源の有効な利用の促進に関する法律（リサイクル法）（平成3年法律第48号）
- ニ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）（昭和54年法律第49号）

- ヌ 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ネ 製造物責任法（平成 6 年法律第 85 号）
- ノ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- ハ その他本事業に関連する法令

2) 要綱・各種基準等

本事業で適用する技術基準、指針等は以下のとおりであり、最新版を適用するものとする。ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他関係する要綱や各種基準等があればそれを適用するものとする。また、仕様書等に定めのないものは当市の確認を要する。

- ア 水道施設設計指針（公益社団法人 日本水道協会）
- イ 水道施設耐震工法指針・解説（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 水道維持管理指針（公益社団法人 日本水道協会）
- エ 建設機械施工安全技術指針（国土交通省）
- オ 土木工事安全施工技術指針（国土交通省）
- カ 建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省）
- キ 建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省）
- ク その他の関連要綱・各種基準等

3) 仕様書等

- ア 水道事業実務必携
- イ 水道工事標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- ウ 北海道土木工事共通仕様書
- エ 北海道測量調査設計業務等共通仕様書
- オ 水道施設設計業務委託標準仕様書（公益社団法人 日本水道協会）
- カ 下水道土木工事共通仕様書（案）（国土交通省 都市地域整備局下水道部）
- キ 日本ダクタイル鉄管協会技術資料（一般社団法人 日本ダクタイル鉄管協会）
- ク 日本水道鋼管協会技術資料（日本水道鋼管協会）
- ケ 配水管布設工事標準仕様書（留萌市）

2. 1 2 当市による事業の実施状況のモニタリング

1) モニタリングの目的

当市は、事業者による設計・施工が要求水準書等に定める要件及び提案書類に示した内容を満たしていることを確認するために、本事業のモニタリングを行う。

2) モニタリングの時期

本事業のモニタリングは設計時、工事施工時、工事完成時の各段階において実施する。また、設計・施工の進捗状況について、当市に定期的に報告し、確認を受けなければならない。

なお、当市は必要に応じて、事業者に対して進捗状況についての報告を求めることができる。

3) モニタリングの方法

モニタリング方法については、当市が定めた方法に従ってモニタリングを行い、当市は事業者が提出する資料に基づき評価を行う。

4) モニタリングの結果

当市のモニタリングにより、設計・施工の実施状況が業務委託契約書、工事請負契約書及び要求水準書等で定められた要件を満たしていないと判断される場合には、当市は事業者に改善を命令し、事業者は自らの負担により必要な措置を講じなければならない。

5) モニタリングの実施者

当市はモニタリングの実施を第三者（以下、モニタリング企業という。）に委託することができる。

第3章 プロポーザル応募に関する条件

3.1 応募者の構成

- 1) 応募者は、単独企業または複数の企業等により構成される共同企業体とする。共同企業体においては構成する企業を「構成企業」とし、応募の主体となる企業を代表企業とする。
- 2) 各構成企業は、共同企業体の組成及び運営に関し、共同企業体協定書を締結する。
- 3) 構成員は、以下（ア）、（イ）及び（ウ）に示す設計企業、建設企業及び地元企業による4者以内とする。また、設計企業を除く各構成企業の資比率については20%以上とする。

なお、各企業に必要な資格要件は、第4章 応募者の備えるべき応募資格による。

（ア）設計企業 設計業務を担当する企業

（イ）建設企業 建設業務を担当する企業

（ウ）地元企業 建設業務を担当する留萌市内に本社・本店を置く企業

- 4) 共同企業体の代表企業は建設企業とし、代表企業がプロポーザル参加資格の申請及び応募手続きを行う。なお、代表企業は、事業期間を通じて本事業に専任し、設計から建設に至る事業全体の業務を総合的に調整・管理する統括管理技術者を配置する。
- 5) 共同企業体の地元企業若しくは協力企業は、留萌市内に本社・本店を置く地元の企業を少なくとも1社含むものとする。

なお、協力企業とは共同企業体より業務を請け負う企業をいう。

想定するケース	共同企業体	協力企業
ケース1	設計企業（設計） 建設企業、地元企業	任意
ケース2	設計企業（設計） 建設企業、地元企業、地元企業	任意
ケース3	設計企業（設計） 建設企業	少なくとも地元企業1社を含む
ケース4	単独企業（建設・設計）	少なくとも地元企業1社を含む

3. 2 事業スキーム

本事業の事業スキームは、図 3-1 に示すとおりとする。

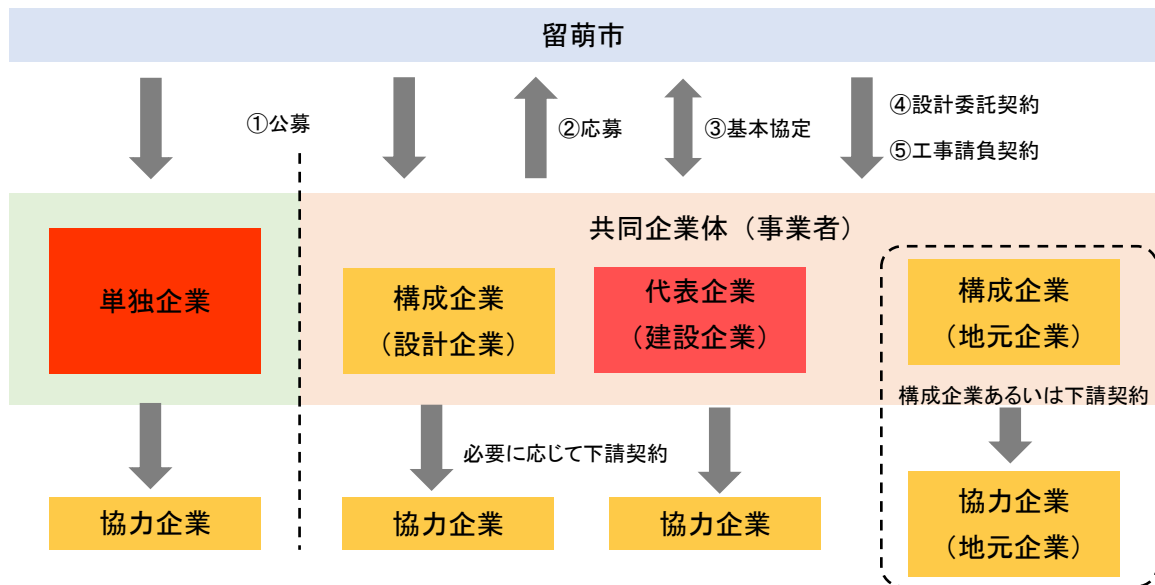


図 3-1 事業スキーム (例)

3. 3 応募者の応募資格要件

- 1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- 2) 本事業に係る応募資格審査書類の提出期限の最終日（以下、「応募資格要件確認基準日」という。）から基本協定締結日までの間において、法令等に基づく営業停止等の措置を受けてないこと。
- 3) 本事業に係る応募資格要件確認基準日から基本協定締結までの間において、北海道、当市から指名停止の措置を受けていないこと。
- 4) 直近1年間に国税、道税、当市の市税を滞納していないこと。
- 5) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く）、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者、若しくはその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- 6) 当市暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

3. 4 代表企業に必要な資格要件

- 1) 代表企業は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人、並びに統括責任者を配置すること。ただし、現場代理人は主任技術者（監理技術者）を兼務することができる。
- 2) 統括責任者は、3. 6. 4) 建設企業に必要な資格要件の要件を満たすものでなければなら

ない。

3. 5 設計企業に必要な資格要件

設計企業は次の1) から7) までの条件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 令和5年度留萌市建設工事及び設計等入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、応募資格要件確認基準日までに令和5年度留萌市建設工事及び設計等入札参加資格者名簿に登録申請を行っていない場合、応募資格要件確認基準日から参加表明書等の受付締切までに登録申請を行うこと。
- 2) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく登録(登録部門は「上水道及び工業用水道」に限る)を受けているものであること。
- 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕湯資格者名簿において測量及び建設コンサルタント等業務の「建設コンサルタント等業務」のうち「上水道及び工業用水道」に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、留萌市長が別に定める手続に基づいて、当該業種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 次の要件を満たす者を管理技術者、照査技術者として配置できること。なお、管理技術者、照査技術者の兼務は認めない。
 - ① 管理技術者は、技術士(総合技術監理部門「上下水道—上水道及び工業用水道」又は、(上下水道部門「上水道及び工業用水道」、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。))「上水道及び工業用水道」であり、日本語に堪能でなければならない。
 - ② 照査技術者は、技術士(総合技術監理部門「上下水道—上水道及び工業用水道」又は、(上下水道部門「上水道及び工業用水道」、シビルコンサルティングマネージャー(以下「RCCM」という。))「上水道及び工業用水道」でなければならない。
 - ③ 応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。
- 5) 上記4)に掲げる者のほか、本業務を行うにあたって必要な人員及び資機材等を確保することができること。
- 6) 平成25年度から応募資格要件確認基準日までの間に、地方公共団体が発注する水道事業または工業用水道事業における耐震形ダクタイル鋳鉄管の詳細設計の業務完了実績を有すること。
- 7) 募集要綱の公表日現在、北海道内に本社、支社又は営業所等が所在していること。

3. 6 建設企業に必要な資格要件

建設企業は次の1) から6) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 令和5年度留萌市建設工事及び設計等入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、応募資格要件確認基準日までに令和5年度留萌市建設工事及び設計等入札参加資格者名簿に登録申請を行っていない場合、応募資格要件確認基準日から参加表明書等の受付締切までに登録申請を行うこと。
- 2) 建設業法の規定による特定建設業の許可を受けていること。

- 3) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、留萌市長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 4) 次の要件を満たす主任技術者又は監理技術者を本事業現場に専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- ① 1級土木施工管理技士若しくは1級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 同等以上の資格を有する者とは、次の者をいう。
- ア 監理技術者資格者証の交付を受け、かつ、監理技術者講習を修了している者
- イ 1級建設機械施工管理技士
- ウ 建設業法第15条第2号ロ又はハに該当する者
- エ 技術士法による第2次試験のうち、技術部門を「上下水道部門」、「建設部門」、「農業部門」（選択科目を「農業土木」に限る）「森林部門」（選択科目を「森林土木」に限る）「水産部門」（選択科目を「水産土木」に限る）又は総合技術監理部門（「建設部門」、「農業土木」、「森林土木」、「水産土木」に限る）とするものに合格し、同法による登録を受けている者であること。
- 5) 本事業の施工にあたって、上記4)に掲げる者のほか、建設業法第26条に規定する技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。

3. 7 地元企業に必要な資格要件

地元企業は次の1) から3) までの要件をすべて満たす者でなければならない。

- 1) 有資格業者名簿の「建設工事」において土木一式工事又は管工事に登録されていること。
なお、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、留萌市長が別に定める手続に基づいて、当該工種について入札参加資格の再認定を受けていること。
- 2) 国家資格等を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。なお、応募者と、本事業に係る応募資格審査書類の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。
- 3) 募集要綱の公表日現在、当市内に建設業法第3条の規定による建設業の許可に基づく主たる営業所（本社・本店に限る）を有すること。

3. 8 応募者の制限

以下に該当する者は、応募者となることはできない。

新信砂浄水場導水管更新事業に係る事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の委員と資本面又は人事面において関連がある者。

3. 9 応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い

応募者の代表企業及び構成企業が、応募資格要件確認基準日の翌日から事業者決定日までの間、3. 3に記載されている資格要件を喪失した場合は、以下の取扱いとする。

1) 代表企業が資格要件を喪失した場合

代表企業が資格要件を喪失した場合、当該特定JVを失格とする。

2) 構成企業が資格要件を喪失した場合

代表企業以外の構成企業が資格要件を喪失した場合、当該資格要件を喪失した構成企業を除外し、当該構成企業が請負、又は受託する予定であった業務について、新たに当市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を認める。

第4章 プロポーザル応募の手続等

4.1 募集等のスケジュール

事業者の募集及び選定に当たってのスケジュールは、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 事業者の募集及び選定のスケジュール

実施事項	日程
プロポーザル公告（募集要綱、要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）、設計業務委託契約書（案）及び建設工事請負契約書（案）を以下「募集要綱等」という。）の公表	令和5年6月1日（木）
募集要綱等に関する質問の受付	募集要綱等の公表日から 令和5年6月16日（金）まで
募集要綱等に関する質問への回答公表	令和5年6月28日（水）
参加表明書等の受付締切	令和5年6月30日（金）
参加資格確認結果の通知	令和5年7月7日（金）
提案書類の受付	令和5年8月21日（月）から 令和5年8月28日（月）まで
プレゼンテーションの実施及び参加者へのヒアリング	令和5年9月中旬
事業者の選定	令和5年9月中旬
基本協定の締結	令和5年9月下旬
設計業務委託契約の締結	令和5年9月下旬
工事請負契約の締結	令和5年度中（提案内容に基づく）

4.2 プロポーザル応募に関する手続き

1) 現地説明

施工場所についての説明は、下記の要領で行う。

説明日時	令和5年6月12日（月）14時から16時
説明場所	増毛郡増毛町信砂574番地（集合：新信砂浄水場）
受付期間	令和5年6月1日（木）午前10時から令和5年6月7日（水）正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
受付方法	上記受付期間に、電子メールによる申込のみを受け付ける。 なお、電子メール送信後、令和5年6月9日（金）午後2時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
申込書の様式	申込様式1を用いて、申込書を添付ファイルとして電子メールにて、下記アドレス宛に送信すること。

電子メールの件名	電子メールの件名は【新信砂浄水場導水管更新事業の募集要綱等説明会参加申込】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	4. 5に記載の担当窓口
注意事項	<p>a. 説明会参加者は、本事業に応募を検討する企業とする。</p> <p>b. 参加人数は、1企業2名までとする。</p> <p>c. 当日は、募集要綱等の資料配布は予定していないため、各自ダウンロードして持参すること。</p> <p>d. 参加申込状況によっては、参加人数の制限及び時刻の変更を行うことがある。</p> <p>e. 質疑応答の機会を設けるが、質疑への回答については、3.4 2)「募集要綱等に関する質問の受付・回答」における回答を優先する。</p>

2) 募集要綱等に関する質問の受付・回答

ア) 質問の受付

募集要綱等に関する質問は以下のとおり受け付ける。

受付期間	募集要綱等の公表から令和5年6月16日（金）午後4時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）。
受付方法	上記期間に、電子メールによる送信のみを受け付けるものとし、電話等による問い合わせには応じない。 なお、電子メール送信後、令和5年6月19日（月）午後2時までに返信がない場合は、速やかに問い合わせ先に連絡すること。
質問書の様式	質問書様式1「募集要綱等に関する質問書」に記入のうえ、添付ファイル（Excel形式）として電子メールにて送信すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【新信砂浄水場導水管更新事業の募集要綱等に関する質問】とすること。
提出先及び電子メール到着確認に関する問い合わせ先	4. 5に記載の担当窓口

イ) 質問の回答

質問に対する回答については、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと当市が認めたものを除き、下記要領にて公表する（電話や窓口等での直接回答は行わない）。

公表日（予定）	令和5年6月28日（水）
ホームページアドレス	https://www.e-rumoi.jp/kurashi/cat_00004.html

3) 資料の閲覧及び貸出し

基本設計資料等の閲覧及び貸出しを、以下のとおり行う。

閲覧期間	募集要綱の公表から令和5年6月30日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時とする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
申込書の様式	申込様式2、3「募集要綱関連資料閲覧申込書」等に記入のうえ、添付ファイル(Excel形式)として電子メールにて送信すること。また、申込様式4「守秘義務の遵守に関する誓約書」に必要事項を記載の上、閲覧日当日までに郵送又は持参にて提出すること。
電子メールの件名	電子メールの件名は【新信砂浄水場導水管更新事業の資料閲覧申込】とすること。
閲覧場所及び閲覧等の申込先	4. 5に記載の担当窓口

4) 応募資格審査書類の受付

応募者は、受付期間内に応募資格審査書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年6月16日(金)から令和5年6月30日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	4. 5に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 1 応募資格審査書類の「応募資格審査に関する提出書類」

5) 提案書類の受付

応募者は、受付期間内に提案書類を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年8月21日(月)から令和5年8月28日(月)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	4. 5に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 2 提案書類

6) プロポーザル応募辞退届の受付

応募資格を有する旨の通知を受けた応募者が、プロポーザル応募を辞退する場合は、受付期間内にプロポーザル応募辞退届を提出するものとする。なお、書類の提出は、代表企業が行わなければならない。

受付期間	令和5年7月10日(月)から令和5年8月18日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時とする(土曜日、日曜日及び祝日を除く)。
提出場所	4. 5に記載の担当窓口
提出方法	持参すること。
提出書類	5. 1 応募資格審査書類の「様式Ⅱ-1」

7) プレゼンテーションの実施

当市は、基礎審査等を通じた応募者に対し、令和5年9月中旬に提案書類の内容に関するプレゼンテーションを行い、ヒアリング等を実施する。

詳細については、該当する応募者の代表企業に令和5年9月8日(金)までに別途通知する。

4. 3 プロポーザル応募に関する留意事項

1) 募集要綱の承諾

応募者は提案書類の提出をもって、募集要綱及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

2) 費用負担

プロポーザル応募に際し、応募に係る費用は、すべて応募者の負担とする。

3) プロポーザル応募において使用する言語・通貨単位及び時刻

プロポーザル応募において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

4) 著作権

応募者の提出書類に含まれる著作物の著作権は、応募者に帰属する。

ただし、当市が本事業の公表及び当市が必要と認める時には、事業提案の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、事業者に決定した者以外の応募者提案については、本事業の公表以外には原則的に使用しない。ただし、当市に提出された資料は、当市情報公開条例に基づき、公開することができる。

5) 募集要綱の承諾

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている材料、工法、維持管理方法等を使用したことに起因する責任は、提案を行った応募者が負う。

6) 提出書類の取扱い

応募者から提出を受けた書類は返却しない。

7) 提示資料の取扱い

当市が提示する資料は、プロポーザル応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

8) プロポーザル応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する提案書の提出は、無効とする。

- ア) 募集要綱に示した応募者の備えるべき応募資格が確認できない提案書の提出
- イ) 記載金額を加除訂正した提案書の提出
- ウ) 代表企業名、構成企業名及び押印のない提案書の提出
- エ) 提出者又はその代理人が同一事項について二以上の提案書を提出したときの提案書の提出
- オ) 提案書の提出に関し不正の行為があった者の提案書の提出
- カ) 提案書類の受付期間締切までに当市担当窓口に到達しなかった書類
- キ) 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した書類
- ク) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)に違反し、見積金額又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した書類
- ケ) その他提案書の提出に関する条件に違反した提案書の提出

9) 応募者が1者のみであった場合の取扱い

本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、「第6章 事業者の選定方法」に示す手順に基づき、応募者の審査を行い、最優秀提案者として選定することの可否を決定する。

10) 必要事項の通知

募集要綱等に定めるもののほか、プロポーザルにあたっての留意点等、必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

11) 応募者の名称

応募者の名称は以下のとおりとする。

- ア) 名称中、記号は構成企業を表し、すべての構成企業を簡潔に示すこと。
- イ) 代表企業を最初に示し、他の構成企業は順不同とすること。

4.4 参考資料の閲覧等

下記資料は、資料閲覧等の期間内に当市上下水道課において、閲覧及び貸出しをする。貸出し可能な資料は数に限りがあるため、貸出しを希望する者は、事前に連絡すること。

【閲覧資料】

- ・新信砂浄水場導水管基本設計図書
- ・地質調査結果
- ・測量成果簿

【貸出資料】

- ・基本設計図 電子データCD-R (PDF形式、DWG形式、DXF形式)

4. 5 担当窓口

手続きについての当市の担当窓口を以下のとおり定める。

【提出先等】

〒077-8601

北海道留萌市幸町1丁目14番地

留萌市都市環境部上下水道課

TEL：0164-42-2049

電子メール：suidou@e-rumoi.jp

第5章 プロポーザル応募時の提出書類

プロポーザル応募時に提出する書類は、下表のとおりとする。詳細は、提出書類作成要領及び様式集を参照のこと。

5. 1 応募資格審査書類

	提出書類	様式
応募資格審査に関する提出書類	・ 応募資格審査書類一覧表	様式 I - 1
	・ 参加表明書	様式 I - 2
	・ 応募者の構成企業一覧表	様式 I - 3
	・ 委任状（各構成企業の代表者から代表企業の代表者への委任状）	様式 I - 4
	・ 資格審査申請書	様式 I - 5
	・ 設計企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 6
	・ 設計業務実績	様式 I - 6 - 1
	・ 配置予定技術者の資格（設計企業）	様式 I - 6 - 2
	・ 建設企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 7
	・ 施工実績	様式 I - 7 - 1
	・ 配置予定技術者の資格（建設企業）	様式 I - 7 - 2
	・ 地元企業の応募資格要件に関する書類	様式 I - 8
	・ 配置予定技術者の資格（地元企業）	様式 I - 8 - 1
	・ プロポーザル応募者構成表及び役割分担表	様式 I - 9
	(添付書類)	
・ 会社概要（構成企業すべてに係るもの）	—	
・ JV協定書	—	
その他	・ プロポーザル応募辞退届	様式 II - 1

5. 2 提案書提出時の提案書類

提出書類	様式
① 提案書類審査に関する提出書類	
・ 提案書類提出一覧表	様式Ⅲ－ 1
・ 提案書類提出書	様式Ⅲ－ 2
・ 見積書	様式Ⅲ－ 3
・ 見積金額計算書	様式Ⅲ－ 4
② 技術提案書	
1. 企業の技術能力	
・ 設計企業の実績一覧	様式Ⅳ－ 1
・ 建設企業の実績一覧	様式Ⅳ－ 2
・ 配置予定技術者の実績一覧	様式Ⅳ－ 3
2. 業務計画に関する提案	
・ 業務実施方針	様式Ⅳ－ 4
・ 業務実施体制	様式Ⅳ－ 5
3. 設計・施工・工期等に関する提案	
・ 調査・設計計画	様式Ⅳ－ 6
・ 施工計画	様式Ⅳ－ 7
・ 工期の確実性に関する事項	様式Ⅳ－ 8
4. 地域貢献に関する提案	
・ 留萌市内での施工実績一覧表	様式Ⅳ－ 9
・ 地域貢献に関する事項	様式Ⅳ－ 10

第6章 事業者の選定方法

6. 1 応募資格の審査

1) 応募資格審査書類の審査

当市は、本事業の応募者に求めた応募資格審査書類が全て揃っていることを確認し、審査する。

書類不備の場合は失格とする。ただし軽微な書類不備の場合は、この限りではない。

2) 応募資格要件の審査

当市は、応募者が募集要綱に記載した応募者が備えるべき応募資格要件を満たしていることを審査する。応募資格要件を1つでも満たしていない場合は失格とする。

審査内容は、以下のとおりとする。

審査事項	審査内容
応募資格要件	募集要綱「第3章プロポーザル応募に関する条件」の各項目

3) 応募資格審査結果の通知

当市は、応募資格審査の結果を応募者の代表企業に通知する。

6. 2 提案書類の確認

当市は、応募者から提出された提案書類が全て揃っていることを確認する。ただし、軽微な書類不備等の場合は、この限りではないが、追加提出を求めるとともに技術評価に反映することもある。

6. 3 提案価格・基礎審査

1) 提案価格審査

当市は、応募者が提出した提案価格が、見積上限価格以内であることを審査する。見積上限価格を超えた場合は失格とする。また、価格が著しく低い提案者については、プレゼンテーション時において価格の妥当性等についてヒアリングを行う。

2) 基礎審査

当市は、提案価格が見積上限価格以内である応募者を対象として、要求水準内容の審査を実施する。提案内容が「要求水準書」に定めた要求水準を満たしているか否かを審査する。要求水準を満たしていない場合は失格とする。

3) 結果の通知

当市は、提案価格及び基礎審査の結果を、応募者の代表企業へ通知するとともに、プレゼンテーションの日程を応募者に伝える。

6. 4 選定委員会

事業者の選定にあたり、当市は選定委員会を設置する。選定委員会は、提案内容審査における事業者選定基準や募集要綱の事業者選定に関する書類の検討を行うほか、事業者選定における以降に示す事項を実施する。

6. 5 プレゼンテーションの実施

提案価格の審査及び基礎審査後、応募者ごとにプレゼンテーションを実施し、当該応募者に対し、ヒアリングを行う。

6. 6 提案内容の審査

応募者が提出した提案内容に対して、審査項目及び配点に基づき得点化を実施する。詳細については、「事業者選定基準」に示す。

6. 7 最優秀提案者等の選定

各応募者の総合評価点が最も高い提案を最優秀提案とし、最優秀提案者に選定する。

また、最優秀提案の次に優秀な提案を優秀提案とし、優秀提案者に選定する。ただし、総合評価点が同点の場合は、技術評価点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。技術評価点も同点の場合は、技術評価点のうち「設計・施工・工期等に関する提案」が最も高い提案を最優秀提案として選定する。なお、以上により優劣が決定できない場合は、くじ引きにより最優秀提案者を決定する。

6. 8 優先交渉権者の決定

当市は、選定委員会より選定された最優秀提案者を本事業の優先交渉権者に、優秀提案者を次点交渉権者に決定する。

ただし、本事業に対する応募者が1者のみであった場合は、優先交渉権者のみを決定する。このとき、応募者の技術評価点が50%以上の場合を優先交渉権者とし、50%未満の場合は失格とする。

6. 9 審査結果の通知及び公表

当市は、選定委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、応募者に対して書面にて通知するとともに、当市ホームページで公表する。優先交渉権者と次点交渉権者への書面通知には、優先交渉権者であること、次点交渉権者であることを明記する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

また、各応募者の総合評価点の算定結果は公表するが、各特定JVの代表企業の名称のみ公表し、構成企業は非公表とする。

なお、優先交渉権者にならなかった応募者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に当市へ説明を求めることができる。

第7章 契約に関する事項

7. 1 契約手続き

1) 契約の条件

優先交渉権者と当市は、契約の締結に関する基本協定締結に際し、基本協定書（案）の内容について提案書類提出時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

2) 契約の解除

優先交渉権者が3. 9「応募者が資格要件を喪失した場合の取扱い」に該当し、応募資格要件を喪失した場合は、当市は優秀提案者として次点交渉権者に決定した応募者と契約交渉を行う。ただし、3. 9. 2)「構成企業が資格要件を喪失した場合」において、新たに当市へ応募資格審査書類を提出し、応募資格の確認を受けたうえで、構成企業の役割分担の変更、又は構成企業の追加を当市が認めた場合は、この限りではない。

7. 2 契約の枠組み

1) 事業契約の概要

事業者は、はじめに、提案書類に示す設計額（提案設計価格）に基づき、一括契約として設計業務委託契約を当市と締結する。

詳細設計の全部又は一部の完成後、提案書類に示す工事額（提案工事価格）と見積上限価格との率（請負率）を踏まえた実施設計工事額に基づき、工事請負契約を当市と締結する。

工事業務を二以上に分割して工事請負契約を締結する場合は、分割した一連の工事を一工事とした場合の諸経費率により各工事の実実施設計工事額を算出し、工事請負契約を締結する。変更請負代金額の算定も同様とする。

なお、詳細設計の一部が未完成の時点における一工事の工事費の算出にあたっては、未完成の部分に提案工事価格を代用するものとする。

2) 対象者

契約の対象者は、業務委託契約、工事請負契約ともに、特定JVとする。

3) 締結時期及び契約期間

項目	予定
基本協定の締結	優先交渉権者決定後 1 週間以内
業務委託契約の締結	令和 5 年 9 月下旬 (予定)
工事請負契約の締結	令和 5 年度又は令和 6 年度 (提案による)
契約工期	令和 7 年 3 月中旬

7. 3 契約保証金

業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

第8章 対価の支払い

8. 1 費用の構成

費用の構成は以下に示すとおりである。

項 目		該当する業務	備 考
設計	調査費	調査業務	
	設計費	詳細設計業務	
		各種申請等の補助業務	
工事	工事費	工事業務	
		各種許認可等の申請補助業務	
		家屋調査業務	
		交付金申請書等作成補助業務	
		出来高精算業務	

8. 2 費用の調達

設計・工事等に要する費用は、当市が調達するものとする。

8. 3 費用の支払方法

設計・工事等に要する費用は、各年度の出来高に応じて支払う。

なお、各年度の支払限度額は、業務委託契約書及び工事請負契約書に基づくものとする。

8. 4 物価変動による工事費の変更

- 1) 当市及び事業者は、工期内で事業契約締結の日から12月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動により工事費が不適當になったと認めた場合は、相手方に対して工事費の変更を請求することができる。
- 2) 当市又は事業者は、前項の規定による請求があったときは、変動前工事費（事業契約に定められた工事費をいう。以下、同じ。）と変動後工事費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前工事費に相応する額をいう。以下、同じ。）との差額のうち変動前工事費の1,000分の15を超えた場合、工事費の変更に応じなければならない。
- 3) 変動後工事費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき当市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、当市は変動後工事費を定め、事業者に通知する。
- 4) 上記1)の規定による請求は、本条項の規定により工事費の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上記1)において「事業契約締結の日」とあるのは、「直前に本条項の規定に基づく工事費変更の基準とした日」と読み替えるものとする。
- 5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、工事費が不適當となったと認められる場合は、当市又は事業者は、前各項の規定によるほか、工事費の変更を請求することができる。

- 6) 予期することができない特別な事情により、工期内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、工事費が著しく不適當となった場合は、当市又は事業者は前各項の規定にかかわらず、工事費の変更を請求することができる。
- 7) 8. 4. 2) の規定による請求があった場合において、当該工事費の変更額については、当市と事業者との間で協議して定める。ただし、当該協議の開始日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、当市は工事費を変更し事業者に通知する。
- 8) 8. 4. 3) 又は前項の協議の開始日については、当市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知する。ただし、当市が8. 4. 1)、5) 又は6) の請求を行った日又は受けた日から7日以内に当該協議の開始日を通知しない場合には、事業者は、当該協議の開始の日を定め、当市に通知することができる。
- 9) 事業期間内に法令等の制定又は改廃によりスライド額の基準が変更となった場合、当市と事業者が協議して対応を定めるものとする。

8. 5 建設工事で予定している財源内訳

1) 財源の構成

建設工事の財源は次のとおりである。

『事業費＝自己資金＋企業債＋交付金』

2) 財源の内訳

事業費から自己資金及び交付金を除いた残りは全て企業債とする。